

「野生生物と社会」のさらなる深みへ

文：富田涼都（静岡大学・「野生生物と社会」学会理事）



ここ数年、日本の漁業が対象とするクロマ
グロやニホンウナギがCITES（ワシ
ントン条約）の規制を受けるのではないかと
いうニュースが流れている。考えてみると、漁業
は「野生生物」を採捕することに多くを依拠し
ている。これほど歴史も古く、世界規模で交流・
流通し、かつ「野生生物」に依拠する人の営み
はそうそうない。

漁業は、人間の「食」という根源的で社会的
な行為を基礎とする。つまり、水域の生態系を
一つの極としながら、人間社会と言うもう一つ
の極に、経済的だけでなく、政治的にも、技術
的にも、文化的にも深く根差している。日本が
マグロを他国と比べて飛びぬけて多く消費する
のも、多くの人が夏の土用丑の日に旬を外れた
ウナギを食べるのも、人間社会の複雑な関係を
横系に、生態系の様相を縦系にして歴史的に編
み上げられた結果だ。

だからこそ、単に国際取引が規制されてもク
ロマグロやウナギをめぐる「野生生物と社会」
の問題が解決されるわけではない。本当の解決
は、もっと根本的な、人間社会と生態系の歴史
的な編み込みを深部から解きほぐさなければで
きないのではないか。

このことは、漁業に限らず「野生生物と社会」
全般に言える。もし、ここで「学会」が何かを
為せるとしたら、おそらく、可視化や可算化さ
れていないものを含めて人間社会と生態系の編
み目の深みに光を当てることから始める他にな
いだろう。「野生生物と社会」という海は、より
広く、より深いはずだ。

駿河湾の春の風物詩でもあるサクラエビ漁。「プール制」と呼ばれる独特な漁業管理システムで知られる。このシステムでは、漁業者同士が団結して過当競争や乱獲等を防ぐために共同操業と水揚げ金の分配を行う。日本の漁業では、沿岸漁業の実質的な管理権限を漁業者コミュニティが保持しており、このような当事者の協働による自主的な漁業管理は少なくない。一方、世界的にはこうした漁業制度や自主的管理の存在は珍しい。

